

平成23年 1月31日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 役員等における確定申告のチェックポイント

申告の受付は2/16~3/15

一般的なサラリーマンの方は、年末調整により所得税は精算され何もしなくて良いのですが、次のような方は確定申告(還付申告含む)が必要となります。

### (1) 給与所得者で、次のようないずれかに当てはまる方

- ①平成22年中の給与収入が2,000万円を超える方。
- ②給与を1ヶ所から受けている人で、給与所得以外の所得金額の合計金額が20万円を超える方。
- ③給与を2ヶ所以上から受けていて、そのうち年末調整をされなかった従たる給与と、それ以外の各種の所得金額との合計金額が20万円を超える方。
- ④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、不動産等の賃貸料や使用料、あるいは貸付金の利子などの収入を得ている方。

### (2) 年金収入だけの方

公的年金等の雑所得の金額から、各種所得控除(生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、扶養控除等を差引き)をして所得の出る方。

### (3) 上記以外で収入のある方

事業所得、不動産所得、配当所得、譲渡所得など、給与所得以外の所得の合計金額が各種所得控除(医療費控除、社会保険料控除、扶養控除など)の合計金額を超える方。

### (4) 一例として、つぎに該当する方は源泉徴収された税金が還付申告により税金が戻ります

- ①雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除(2年目以降は年末調整で控除できます)、政党等寄付金特別控除、住宅耐震改修特別控除などの控除を受けようとする方。
- ②借入金を利用して居住用家屋について省エネ改修工事やバリアフリー改修工事を含む増改築等を行い、一定の要件に当てはまる場合「特定増改築等住宅借入金等特別控除」が最高年12万円を5年間受けられます。(適用期限平成25年12月31日まで)
- ③退職所得の場合は源泉分離課税ですので、通常は確定申告の必要はありませんが、総所得金額等の税金計算で住宅借入金等のローン控除を行って税金が引ききれなかった時は、この退職所得に係る源泉税額からも控除し還付を受けることができます。

### ★ その他の申告関係

- ①上場株式等の配当所得の申告分離課税(平成23.12.31まで軽減税率10%)
- ②上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算が可能(配当所得の申告分離課税選択者のみ)
- ③寄付金控除額 = (特定寄付金の支出額 - 2千円(改正前5千円))が控除金額となります。